案件番号（削除）	案件番号（修正）	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率（小数点第3位を四捨五入）　※自動	再就職の役員の数	備考
		イメージングプレート装置の借用（リース） 1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/04/01	日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋２－１５－１２	本装置は、平成24年7月から日立キャピタル株式会社より借用（リース）を開始したものである。前年度よりシステムの構成に変更はなく、本装置の機能は、前記の目的を達成するための機能を満たしているおり、引き続き借用するため、契約の性質が競争を許さないので、会計法第29条の3第4項に該当する。	3781008	3781008	100.00		
		サイバース・サイエンス・ダイレクトの利用 1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/04/01	エルゼビア・ビー・ブイ オランダ王国アムステルダム市ラーダーヴェヒ29	エルゼビア・ビー・ブイ社が発刊する学術雑誌をWebにより電子ジャーナルとして購読できるのは、同社が提供するサイエンス・ダイレクトの利用のみであり、取扱業者は、書籍の販売元であるエルゼビア・ビー・ブイ社しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	9932215	9932215	100.00		
		環境試料中の極低レベル放射性セシウムの測定　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/05/21	（国）金沢大学 石川県金沢市角間町ヌ7番地	測定する放射性セシウムは、非常に低濃度で通常の施設においては測定が困難であるが、金沢大学環日本海域環境研究センター低レベル放射能実験施設（尾小屋地下測定室）においては、測定におけるノイズが地上の200分の1以下であるため、低濃度の試料についても正確に検出することができる。このような測定が可能な施設は、国内においては標記施設しかないとして、公募手続を行ったところ、同大学以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	2162000	2162000	100.00		
		海洋大循環モデルによる海水中人工放射性核種濃度計算委託　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/05/21	（一財）電力中央研究所 東京都千代田区大手町１－６－１	海洋大循環モデルによる海水中人工放射性核種濃度のモデル計算を委託するため、企画競争を行ったところ、電力中央研究所1社が参加し、提出された企画提案書の内容を検討した結果、企画提案書提出事業者を契約の相手方として特定したことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	4234650	4200000	99.18		
		自己浮上式海底地震計の整備及び設置作業　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/05/21	（株）勝島製作所 東京都葛飾区白鳥１－６－１	本装置は、勝島製作所が製作・納入した業者であり、製品の取り扱いには十分な知識と技術を所有しており、他の業者に本装置を取り扱うことはできないことから、本装置の製造業者である、勝島製作所しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	3912300	3801000	97.16		
		地上気象観測網の点検調整　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/05/31	（株）風工学研究所 東京都千代田区神田３－２９	本装置は、株式会社風工学研究所が製作及び取付調整を行った装置であり、各装置には、株式会社風工学研究所が保有する特許の他、様々なノウハウが含まれているため、他の業者が本装置を取り扱うことはできないことから、本装置の製造業者である、株式会社風工学研究所しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	3881850	3832500	98.73		
		自己浮上式海底地震計の回収及び解体整備（潮岬南方沖）　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/09/02	（株）勝島製作所 東京都葛飾区白鳥１－６－１	本装置は、勝島製作所が製作・納入した業者であり、製品の取り扱いには十分な知識と技術を所有しており、他の業者に本装置を取り扱うことはできないことから、本装置の製造業者である、勝島製作所しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	1261050	1155000	91.59	0	
		自己浮上式海底水圧計の試験観測作業（東海沖）　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/09/05	株式会社東京測振 東京都足立区扇３－１４－３４	本装置は、東京測振が製作・納入した業者であり、製品の取り扱いには十分な知識と技術を所有しており、他の業者に本装置を取り扱うことはできないことから、本装置の製造業者である、東京測振しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	1295700	1260000	97.24	0	
		地上気象観測網の点検調整（光学式降水観測装置、無停電電源装置）　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/12/04	（株）風工学研究所 東京都千代田区神田神保町３－２９	本装置は、株式会社風工学研究所が製作及び取付調整を行った装置であり、各装置には、株式会社風工学研究所が保有する特許の他、様々なノウハウが含まれているため、他の業者が本装置を取り扱うことはできないことから、本装置の製造業者である、株式会社風工学研究所しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	1954050	1942500	99.41	0	

案件番号（削除）	案件番号（修正）	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率（小数点第3位を四捨五入）　※自動	再就職の役員の数	備考
		イメージングプレート装置の借用（リース） 1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2013/04/01	日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋２－１５－１２	本装置は、平成２４年７月から日立キャピタル株式会社より借用（リース）を開始したものである。前年度よりシステムの構成に変更はなく、本装置の機能は、前記の目的を達成するための機能を満たしているおり、引き続き借用するため、契約の性質が競争を許さないので、会計法第２９条の３第４項に該当する。	3781008	3781008	100.00		
		気象研究所で使用する電気の調達 8,363,136kwh	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2014/01/31	東京電力（株）茨城支店 茨城県土浦市千束町４－１８	本調達は、平成25年9月24日より、政府調達（一般競争入札）の官報公告を行ってきたが、参加申請書提出期限である平成25年11月5日までに申込を行った者がいなかった。 そのため、電気事業法第18条の2により、一般電気事業者である東京電力株式会社より電気の供給を受ける以外にないことから、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号にに該当する。	152817759	152817759	100.00	0	
		気象レーダー保守点検　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2014/02/03	（株）東芝 東京都港区芝浦１－１－１	本装置は、株式会社東芝が製作及び取付調整を行った装置であり、本装置を細部にわたり熟知しており、信頼性の高い保守点検が可能であることから、保守点検が行えるのは、本装置の製造業者である、株式会社東芝しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第２９条の３第４項に該当する。	1614900	1470000	91.03	0	
		地上気象観測網の撤去作業　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2014/02/03	（株）風工学研究所 東京都千代田区神田神保町３－２９	本装置は、株式会社風工学研究所が製作及び取付調整を行った装置であり、今後も別の観測で使用する予定であり、撤去により装置に異常をきたしてはいけないことから、本装置の製造業者である、株式会社風工学研究所しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第２９条の３第４項に該当する。	3560550	3255000	91.42	0	
		レーザー装置修理　1式	支出負担行為担当官 気象研究所長　瀬上　哲秀 茨城県つくば市長峰１－１	2014/02/19	ジーエスアイ・グループ・ジャパン（株） 東京都品川区南大井６－２０－１４	本装置は、ジーエスアイ・グループ・ジャパン株式会社が日本国内の総代理店となっている米国コンテニュアム社製であり、本装置の修理を行えるのは総代理店であるジーエスアイ・グループ・ジャパン株式会社しかないとして、公募手続を行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第２９条の３第４項に該当する。	1105650	1105650	100.00	0	